

報道関係者 各位

平成26年8月7日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

審査官 増井啓秀

(直通電話) 03-5403-2168

清浄心院不当労働行為再審査事件 (平成24年(不再)第63号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 岩村正彦)は、平成26年8月6日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～法人が寺院内において組合員の机等を開け、書類のコピーや写真撮影等を行ったことや、その後の組合との団交における法人の対応は、いずれも不当労働行為に当たらないとした事案～

- 1 法人が寺院内において組合員の机等を開け、書類のコピーや写真撮影等を行ったことは、当時の労使事情を含むその経緯、方法・態様、対象場所・物件等を総合的に考慮すれば、組合運営に支配介入したものとはいえず、また、支配介入を企図したものともいえず、労組法第7条第3号の支配介入には当たらない。
- 2 法人は、団交で取り上げられた議題について、必要な説明や資料の提示を行っており、法人の対応は、労組法第7条第2号の不誠実団交に当たらない。
- 3 法人は、法人の預金の使途・保管問題以外の他の議題についての協議に応じる姿勢を示していたのに対して、組合は、義務的団交事項ではない同問題を他の議題に先行させる方針を採用し、自ら団交を打ち切ったものということができ、かかる事実関係の下においては、その後の団交申入れに応じなかった法人の反応は、労組法第7条第2号の団交拒否に当たらない。

I 当事者

再審査申立人：管理職ユニオン・関西（「組合」）（大阪市北区）

組合員260名（平成26年2月現在）

再審査被申立人：清浄心院（「法人」）（和歌山県伊都郡）

II 事案の概要

- 1 本件は、法人が、①法人の代表役員を兼任していた住職を含む5名をして、平成22年5月29日に、寺院内において、組合員の机等を開け、書類のコピーや写真撮影等を行ったこと（以下「5.29行為」）、②22年8月30日及び同年11月22日の法人の全財産の返却問題等を議題とする団体交渉（以下、それぞれ「8.30団交」及び「11.22団交」）において、不誠実な対応をしたこと、③上記②の団交開催後の組合からの団交申入れ（以下「本件団交申入れ」）に対し、組合が11.22団交を一方的に中止したなどとして応じなかったことが、①につき労組法第7条第3号、②及び③につき同法同条第2号の不当労働行為に該当するとして、救済申立てが行われた事案である。
- 2 初審の大阪府労委は、法人の対応はいずれも不当労働行為に当たらないとして、組合の救済申立てを棄却したところ、組合は、初審命令を不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 命令主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 5. 29行為は、労組法第7条第3号の支配介入に当たるか（争点1）。

ア 5. 29行為に至る経緯等についてみると、法人は、A組合員及び分会員らとの間で寺院の業務運営を巡り厳しい対立関係にあり、これによって寺院の職員の就労状況、会計等の業務実態を正確に把握できない事態が続いていたことから、寺院の業務運営を正常化するべく、このような事態の法的解決を図って、訴訟を提起したものと推認される。よって、法人は、その訴訟の遂行に必要な証拠資料を収集するために、5. 29行為によって清浄心院の占有状況や会計帳簿等の確認、収集を行ったものとみるのが相当である。

イ 5. 29行為の方法・態様については、寺務所を封鎖して行われたものではなく、平穩に行われたものとみることができ、その方法等において相当性を欠くものとはいえない。

ウ 5. 29行為の対象となった場所については、寺院の業務運営のための事務作業等を行うための場所（寺院の受付の部屋及び寺務所）に限られていたといえる。分会員らが寺務所を組合活動のために使用していたとしても、それを法人が認めた労働協約等は存在せず、寺務所を搜索の対象としたことをもって、法人が組合活動を調査する目的を有していたなどということとはできない。また、対象となった物件は寺院の占有状況を示す資料と会計帳簿等の書類であったことから、いずれの点においても上記アの目的に照らして合目的的である。

エ 以上のとおりであるから、5. 29行為は、当時の労使事情を含むその経緯、方法・態様、対象場所・物件等を総合的に考慮すれば、組合運営に支配介入したものとはいえず、また、支配介入を企図したものともいえない。よって、5. 29行為は労組法第7条第3号の支配介入には当たらない。

(2) 8. 30団交及び11. 22団交における法人の対応は、労組法第7条第2号の不誠実団交に当たるか（争点2）。

組合が団交で問題としたのは主として、①5. 29行為、②法人財産の使途・保管問題についてであって、5. 29行為については、寺院の占有状況を示す資料と会計帳簿等の確認、収集が行われたものであったことからして、職員の机を開けることもこの目的を達成するのに必要な行為であったということができ、法人の回答は、このことを前提にしたもので、不十分な点はないから、これをもって不誠実な対応とはいえない。

また、法人財産の使途・保管問題については、分会員らが自ら管理する寺院の収入でもって賃金の改定を行っていた本件の事実関係に照らすと、分会員らの賃金などの労働条件に影響を及ぼすものとは解されず、義務的団交事項に当たらない。このように義務的団交事項に当たらない議題について、法人は、組合から質問があった法人の預金に関する資料であるとして、提供可能な範囲で預金の残額を証明したのに対し、組合は預金通帳の開示に固執したもので、法人としては必要な説明資料を示したものと見えるから、預金通帳を開示しなかった法人の行為が不誠実であるという組合の主張は失当である。

以上のとおりであるから、8. 30団交及び11. 22団交における法人の対応は労組法第7条第2号の不誠実団交には当たらない。

(3) 法人が、本件団交申入れに対し、組合が11. 22団交を一方的に中止したなどとして応じなかったことは、労組法第7条第2号の団交拒否に当たるか（争点3）。

11. 22団交において、法人は、法人の預金の使途・保管問題以外の他の議題についての協議に応じる姿勢を示していたのに対して、組合は、同問題を他の議題に先行させる方針を採用し、かつ義務的団交事項ではない同問題について代理人抜きでの協議に固執して、11. 22団交を自ら打ち切ったものといえることができる。そして、組合が上記の交渉方針を変更して、他の議題の交渉を先行させる旨を法人に伝えた事実を認めることはできない。したがって、かかる事実関係の下においては、本件団交申入れに応じなかった法人の対応は労組法第7条第2号の団交拒否には該当しない。

【参考】 初審救済申立日 平成23年2月21日（大阪府労委平成23年（不）第15号）
初審命令交付日 平成24年11月21日、再審査申立日 平成24年11月29日